(一)　平成二十五年十月十五日から平成二十六年四月十五日前までの間の場合

額面金額＋経過利子に相当する金額－（初期利子に相当する金額×$\frac{79.685}{100}$＋経過利子に相当する金額－受入経過利子に相当する金額）

(二)　平成二十五年十月十五日前の場合

額面金額＋経過利子に相当する金額－（経過利子に相当する金額－受入経過利子に相当する金額）

十九　元利金支払場所　日本銀行

**○農林水産省告示第千五百六十号**

福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第十二号）の施行に伴い、福島復興再生特別措置法第四十五条第二項に規定する農林水産大臣等に対する協議に関する命令第一項の農林水産大臣が定める書類（平成二十四年五月二十九日農林水産省告示第千四百四十一号）の一部を次のように改正する。

平成二十五年五月十日　農林水産大臣　林　芳正

題名中「第四十五条第二項」を「第五十八条第二項」に改める。

本則中「第四十五条第二項」を「第五十八条第二項」に、「第四十四条第一項」を「第五十七条第一項」に改める。

**○経済産業省告示第百三十二号**

石油の備蓄の確保等に関する法律施行規則（昭和五十一年通商産業省令第二十六号）の規定に基づき、石油の備蓄の確保等に関する法律施行規則（昭和五十一年通商産業省令第二十六号）第三十三条第二項の規定に基づき経済産業大臣が定める要件の一部を改正する告示を次のように定め、平成二十五年五月十日から施行する。

平成二十五年五月十日　経済産業大臣　茂木　敏充

石油の備蓄の確保等に関する法律施行規則（昭和五十一年通商産業省令第二十六号）第三十三条第二項の規定に基づき経済産業大臣が定める要件の一部を改正する告示

石油の備蓄の確保等に関する法律施行規則（昭和五十一年通商産業省令第二十六号）第三十三条第二項の規定に基づき経済産業大臣が定める要件の一部を次のように改正する。

二号中

「

| | | |
|---|---|---|
| 岐阜県のうち<br>高山市 | 同時に給油することができる自動車の数が四以上 | 一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が五キロリットル以上<br>二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が十五キロリットル以上<br>三　軽油のタンクの容量が十キロリットル以上<br>四　灯油のタンクの容量が十キロリットル以上<br>五　容量七・五キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること |

」を「

| | | |
|---|---|---|
| 岐阜県のうち<br>関市 | 同時に給油することができる自動車の数が四以上 | 一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が七キロリットル以上<br>二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が二十キロリットル以上<br>三　軽油のタンクの容量が十二キロリットル以上<br>四　灯油のタンクの容量が十キロリットル以上<br>五　容量八キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること |

」を「

| | | |
|---|---|---|
| 岐阜県のうち<br>関市 | 同時に給油することができる自動車の数が四以上 | 一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が七キロリットル以上<br>二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が二十キロリットル以上<br>三　軽油のタンクの容量が十二キロリットル以上<br>四　灯油のタンクの容量が十キロリットル以上<br>五　容量七・五キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること |

」に、「

| | | |
|---|---|---|
| 岐阜県のうち<br>瑞浪市 | 同時に給油することができる自動車の数が四以上 | 一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が八キロリットル以上<br>二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が三十キロリットル以上<br>三　軽油のタンクの容量が四十キロリットル以上<br>四　灯油のタンクの容量が十八キロリットル以上<br>五　容量八キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること |

」を「

| | | |
|---|---|---|
| 岐阜県のうち<br>瑞浪市 | 同時に給油することができる自動車の数が四以上 | 一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が八キロリットル以上<br>二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が三十キロリットル以上<br>三　軽油のタンクの容量が四十キロリットル以上<br>四　灯油のタンクの容量が十八キロリットル以上<br>五　容量七・五キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること |

」に、「

| | | |
|---|---|---|
| 岐阜県のうち<br>高山市 | 同時に給油することができる自動車の数が四以上 | 一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が五キロリットル以上<br>二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が十五キロリットル以上<br>三　軽油のタンクの容量が十キロリットル以上<br>四　灯油のタンクの容量が十キロリットル以上<br>五　容量七・五キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること |

」に、「

| | | |
|---|---|---|
| 岐阜県のうち<br>瑞浪市 | 同時に給油することができる自動車の数が四以上 | 一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が八キロリットル以上<br>二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が三十キロリットル以上<br>三　軽油のタンクの容量が四十キロリットル以上<br>四　灯油のタンクの容量が十八キロリットル以上<br>五　容量七・五キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること |

」に、「

| | | |
|---|---|---|
| 岐阜県のうち<br>高山市 | 同時に給油することができる自動車の数が四以上 | 一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が五キロリットル以上<br>二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が十五キロリットル以上<br>三　軽油のタンクの容量が十キロリットル以上<br>四　灯油のタンクの容量が十キロリットル以上<br>五　容量八キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること |

」